

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	除草等の命令		
根拠法令及び条項	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 第5条		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>蓮田市空閑地の環境保全に関する条例（昭和46年2月15日条例第7号）          （除草等の命令）</p> <p>第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しない者があるときは、その者に対し、雑草等の除去その他必要な措置を命令することができる。</p>		
処分基準設定年月日	令和6年3月27日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。